



指導室の対象事業

- ・ 教育研究奨励補助事業

スポーツ振興課の対象事業

- ・ その他のスポーツ振興事業

生涯学習課の対象事業

- ・ 地域体験活動支援事業

厚生課の対象事業

- ・ 交通バリアフリー事業

教育研究奨励補助事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

(1) 教育研究奨励事業

教職員の自主的な各教科、領域等の研究活動の奨励し、教員の資質向上を図る。また研究内容を広く周知することにより、学校自体の資質向上のみならず、区全体の資質向上に資するため。

(2) 特色ある学校づくり推進事業

全校（園）を挙げて実践、研究することを通して、教職員の指導力向上を図るとともに幼児・児童・生徒の学力等の向上に資することを目的とする。そのために教育委員会が、研究協力校（園）及び特色ある学校づくり推進校（園）を指定し、本区教育の充実・発展に資するとともに、保護者、地域、区民さらに都内外に対して教育情報の発信を図る。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

(1) 教育研究奨励事業

開始年度：昭和 40 年

平成 17 年度：墨田区立学校・園教育研究奨励（個人・グループ）補助金から教育研究奨励事業補助金に変更

平成 21 年度：予算の範囲内としていた金額に上限額を明示（平成 22 年 4 月 1 日適用）

(2) 特色ある学校づくり推進事業

開始年度：昭和 40 年

平成 17 年度：特色ある学校づくり推進研究校・園補助金から特色ある学校づくり推進事業に変更（平成 17 年 4 月 1 日適用）

平成 21 年度：予算の範囲内としていた金額に上限額を明示（平成 22 年 4 月 1 日適用）

3 補助金の概要

(1) 教育研究奨励事業

根拠法令：墨田区教育研究奨励事業補助金交付要綱（平成 12 年制定）

補助対象者：区立の小学校、中学校及び幼稚園の教諭及び教諭で構成されたグループの代表者

補助金の算定基準：個人 1 人当たり以下の経費について上限 4 万円以内

1 グループ当たり以下の経費について上限 10 万円以

・講師謝礼 ・文房具（消耗品）・印刷

予算の推移（5 年間分）

（千円）

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
歳出当初予算額	230	140	120	140	140
歳出決算額	50	100	113	64	

(2) 特色ある学校づくり推進事業

根拠法令：墨田区特色ある学校づくり推進事業補助金交付要綱

補助対象者：区立の小学校及び中学校の校長及び幼稚園の園長

補助金の算定基準：1 校当たり以下の経費について上限 40 万円以内を限度とする

・講師謝礼 ・文房具（消耗品）・印刷代

予算の推移（5年間分）

（千円）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳出当初予算額	2,935	3,710	4,390	4,230	4,230
歳出決算額	2,614	3,631	4,250	4,071	

4 これまでの実績・成果

(1) 教育研究奨励事業
実績（活動指標）

「（ ）は目標値」

活動指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
教育研究奨励費受給者（個人）数	0(1)	0(1)	1(1)	0(1)	0(1)
教育研究奨励費受給者（グループ）数	1(3)	2(3)	2(3)	2(3)	3(3)

成果・効果（成果指標）

「（ ）は目標値」

成果標名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
教育研究奨励費受給者・グループ研究報告会報告件数	1(1)	2(2)	3(3)	2(2)	(3)
教育研究奨励費受給者・グループ研究報告書提出数	1(1)	2(2)	3(3)	2(2)	(3)

(2) 特色ある学校づくり推進事業
実績（活動指標）

「（ ）は目標値」

活動指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
研究協力校・園数	6(6)	8(8)	10(10)	10(10)	10(10)
特色ある学校づくり推進校数	8(8)	8(8)	9(9)	9(9)	15(9)

成果・効果（成果指標）

「（ ）は目標値」

成果標名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
研究協力校・園（2年次）研究発表会実施数	3(3)	3(3)	5(5)	5(5)	(5)
特色ある学校づくり推進校研究報告書提出数	8(8)	8(8)	9(9)	9(9)	(15)

5 課題

(1) 教育研究奨励事業

本補助金事業により、研究を受けた教員の授業力の向上が図られている。また、報告書を作成し研究成果の発表を行うことで、本区全体の教育の充実振興が図られている。ただ、個人の研究奨励について応募が極めて少ない状況なのが課題である。

(2) 特色ある学校づくり推進事業

本補助金事業により、指定を受けた園・学校が1年間（特色ある学校づくり推進校）もしくは2年間（研究協力園・校）研究を進め、その内容や成果を、報告書や研究発表会、合同発表会で広く周知することで本区全体の教育の充実振興が図られるとともに保護者や地域等に対して積極的に情報等を発信できている。さらに園・学校からの研究推進に対する希望に応えるため規模の拡充が課題である。

教育研究奨励補助事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
C	<p>教員や学校自体の資質向上、児童・生徒の学力向上は重要な取り組みであるが、実績が少なく、補助金交付の目的が不明確で必要性もわかりにくい。</p> <p>本補助金による研究成果が児童や他の学校でどのように活用されたかなど、成果や効果がわかるような工夫が必要である。また、教育委員会事務局では、様々な補助金が交付されているので、効率性の観点から、他の補助金との統合の検討も必要である。</p>
補助の効果は認められるが、拡充しても効果拡大までは期待できない。	

個人評価内訳			
A	B	C	D
0	3	3	1

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	4	4	0	3
	2	3	6	3
×	1	0	1	1

委員会での複数意見

実績が少ないので他の補助金と統合し、効率的な運用を図るなど、今後のあり方についての検討が必要である。

補助金を支出する目的を明確にし、研究成果が児童や他の学校でどのように活用されたかなどの成果や効果がわかるようにした方がよい。

地域のネットワークや専門家等の地域資源を活用して欲しい。

評価 B とした委員の意見

土曜日出勤、保護者対応やいじめなど、教師の負担が大きくなっている。どのようにしたら教師の意欲が向上するかという視点が必要である。問題点は多々あるので方向性を変えて進めていくべきではないか。

教育問題は学力向上の観点から見ても充実していかなければならない。特色ある学校づくり推進事業補助金の効果が、児童にどのように表れているのか理解できなかった。また、教育研究奨励事業の応募者が少ないことから、より効率的に行う必要がある。

個人の研究が5年間で1件という実績を考えると、今後は他事業との統合を行うなどの見直しが必要ではないか。また、教育の資質向上の成果を図る方法についても検討が必要である。

特色ある学校づくり推進事業補助金は応募者が少なく、効果もわかりにくいため、補助金を出す意味が弱いと思われる。もう少し目的を明確にして、墨田区の教育のすばらしさを伝えられると保護者の学校選びに役立ち、今後墨田区に住みたいと思われる方も増えるのではないか。

評価 C とした委員の意見

教育研究奨励補助事業については、ここ数年の実績がほとんどなく、グループとしての応募も少ないことから、補助金の必要性がなくなっているのではないか。また、教育研究奨励事業補助金と特色ある学校づくり推進事業補助金の内容に差異が感じられないため、統合して一つの補助金にすべきである。さらに、研究成果を教育現場でどのように活用するかについても検討課題である。

効率性の観点から、学校だけでの実施ではマンパワーも含めて限界があると思われる。地域のネットワークや専門家等の地域資源をもっと活用して、学校の手助けができる事業になるとよい。

目的が不明確であり、補助金が無くても教員として果たすべき質の向上の努力はすると思われる。補助金の必要性がわかりにくいため、成果が明らかになっていない。各教育機関の責任として行われるべき補助金に見直してもよいと思われる。また、教育委員会事務局から様々な補助金が出ているので、統合を視野に入れて見直しすべきではないか。

評価 D とした委員の意見

教員や学校自体の資質向上が達成されているかどうか不明である。また、成果指標が研究報告会での報告件数・報告書提出数でしか示されてなく、この研究成果が実際に教育の現場で採用され、教育の充実、振興がはかられているのかどうか不明である。また、特色ある学校づくり推進事業補助金についても、その成果がどの程度区の教育の充実、振興に寄与しているのか不明であることから、事業目的を達成するための手段について再検討し、効果をしっかりと捕捉していくことが重要である。さらに、教育に関する研究や特色ある学校づくりの推進について、この補助金が本当に必要なのか、他の事業の枠組みの中で実現することができないのかを検討すべきである。

その他のスポーツ振興事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

(1) スポーツ振興

スポーツ振興事業に協力する団体に対し補助金を交付することにより、事業の運営を円滑にし、もって本区におけるスポーツの普及と振興に寄与する。

(2) 墨田区体育協会

「墨田区体育協会（以下「協会」という。）」に対し、区民体育大会及び区民体育祭等の区との共催事業や事務経費等について補助金を交付し、その運営等を支援することにより、本区におけるスポーツの振興と区民の体位向上を図る。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

(1) スポーツ振興

スポーツ振興事業に対する補助については、以前は、それぞれ個別に支出決定を行っていたが、事務の一層の明確化を図るため、平成 17 年度に「スポーツ振興事業補助金交付要綱」を制定した。

(2) 墨田区体育協会

昭和 24 年度 区民大会開始

平成 14 年度 交付要綱制定

平成 20 年度 補助金交付事務の適正化・透明化を図るため、要綱を一部改正

補助金額については、協会加盟団体や種目の増減、各種目の実情に応じて随時見直し実施

3 補助金の概要

(1) スポーツ振興

根拠法令：スポーツ振興事業補助金交付要綱

補助対象者：スポーツ振興事業に協力する団体

平成 17 年度要綱制定以降は、次の団体（大会）にのみ補助金を交付している。ただし、その他の団体からも申請があり、かつ必要性が認められれば、別途支給を検討する。

墨田区ラジオ体操連盟（夏季ラジオ体操大会）

公益社団法人東京青年会議所墨田区委員会（わんぱく相撲墨田区大会）

桜橋・わんぱくトリアスロン実行委員会（桜橋・わんぱくトリアスロン）

墨田区民踊連盟（納涼民踊大会）

補助金の算定基準：事業経費の一部を予算の範囲内において交付する。

予算の推移（5 年間分）

（千円）

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
歳出当初予算額	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
歳出決算額	1,740	1,740	1,740	1,740	

(2) 墨田区体育協会

根拠法令：墨田区体育協会補助金交付要綱（平成 14 年制定）

補助対象者：協会

補助金の算定基準：事業の経費の一部を予算の範囲内において交付する。

予算の推移（5 年間分）

（千円）

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
歳出当初予算額	8,629	9,289	8,739	8,289	8,739
歳出決算額	8,419	9,014	8,386	7,537	

23 年度の予算・決算額には、協会 60 周年記念事業補助金 1,000 千円を含む。

4 これまでの実績・成果

(1) スポーツ振興

実績（活動指標）

参加者「（ ）は目標値」

活動指標	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
ラジオ体操	12,000 人	12,000 人	12,000 人	12,000 人	(12,000 人)
わんぱく相撲	469 人	488 人	507 人	579 人	(600 人)
トライアスロン	518 人	389 人	448 人	360 人	(400 人)
納涼民踊	700 人	1,100 人	900 人	900 人	(1,000 人)

トライアスロンは天気や時期により参加人数に増減がある。

(2) 墨田区体育協会

実績（活動指標）

「（ ）は目標値」

活動指標	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
区民大会種目・参加者数	30 種目 13,432 人	31 種目 12,792 人	29 種目 10,214 人	30 種目 10,388 人	(30 種目) (10,500 人)
体育祭種目・参加者数	37 種目 15,401 人	37 種目 16,564 人	32 種目 11,830 人	36 種目 13,944 人	(36 種目) (14,000 人)

成果・効果（成果指標）

「（ ）は目標値」

成果標名	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
スポーツ実施率	36.7%	-	39.3%	-	(50.0%)

スポーツ実施率：この 1 年間に週に 1 回以上スポーツや運動を行っている成人区民の割合。住民意識調査（2 年に 1 回実施）による。

5 課題

(1) スポーツ振興事業

役員の高齢化のため、大会を開催できない町会・自治会が出てきている。（ラジオ体操）

土曜授業や 8 月中の授業開始等、学校との連携を図る必要がある。（わんぱく相撲・トライアスロン）

夜間のイベントであるため、近隣住民に配慮して大会を開催する必要がある。（納涼民踊）

(2) 墨田区体育協会

各競技の種目により、参加人数、経費及び協会加盟団体と区との役割分担が異なる。

その他のスポーツ振興事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
B	<p>スポーツの普及・振興といった目的に資するものであり、参加人数の面からも一定の効果は認められつつも、補助対象団体が固定化している状況にある。</p> <p>今後は、公益性の観点から、補助の対象となる団体選定の基準を明確化し、補助団体の裾野を広げていく必要がある。また、交付基準や補助金額、精算方法などの見直しも必要である。</p>
補助の効果は高く、手段の見直しで、さらに効果拡大が期待できる。	

個人評価内訳			
A	B	C	D
2	3	1	1

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	6	3	4	4
	0	4	2	3
×	1	0	1	0

委員会での複数意見

補助対象団体が固定化されているので、補助対象団体の選定基準を明確化する必要がある。補助金の算出、交付及び精算方法については、今の時代に合っているかを検討した上で見直す必要がある。

新たなスポーツ団体を認めたり、専門性を高くする、または、団体が中心になり様々な寄付や個人の参加費を求めながら実施するなどの手段の見直しが必要である。

評価 A とした委員の意見

補助目的に対して、参加人数の増加といった一定の効果も見受けられる。収支決算で生じた剰余金については要綱に照らして適切な取扱いであるのかは疑問であるので、精査が必要である。

各種スポーツ団体への補助金の算出方法を明確にすべきである。また、ラジオ体操大会については後継者を育てる内容についても検討が必要である。

評価 B としての委員の意見

許認可の団体も含めて今の時代にあった補助金のあり方に見直すことが必要である。効率性や適格性に問題があり、補助金は最初に交付するのではなく、領収書等で確認できたものに対して支出するといった方法に変えて、縮小する方向で検討すべきである。

スポーツの種類や大会が多く、補助金が多岐にわたっているため効果が見えにくい。わんぱく相撲については、墨田区の特色を活かして観光客を呼べる事業でもあるので、今後も継続して欲しい。ラジオ体操については、現代の子どもにどの程度需要があるのかを検討した上で補助金の交付の必要性を考える必要がある。

対象団体の固定化がデメリットであり、固定化を解消する意味でも裾野を広げる工夫が必要である。

評価 C としての委員の意見

補助対象者が固定化しているので、新たなスポーツ団体を認めたり、もっと専門性を高くしたりといったことが必要ではないか。また、認定するという表現ではなく、団体ができたら形式要件で認定すべきであり、認定基準を明確にする必要がある。

評価 D としての委員の意見

多様性の中で、行政がバックアップする時代は終わったと思われる。区民に受け入れられている安定した事業であるなら、団体が中心になり様々な寄付や個人の参加費を求めながら実施するのがあるべき姿ではないか。補助金は全体の半分までにするといった基準を設けるなど、見直しが必要である。

地域体験活動支援事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

地域における児童・生徒を対象とした社会体験や芸術文化体験等の活動を支援することにより、子どもたちに多様な体験の機会や地域交流の場を提供することで、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、健全育成を図る。併せて、事業を通じて家庭・地域・学校等の連携による地域力・教育力の向上を図る。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

平成 14 年度：文部科学省（13 文科初第 1000 号 平成 14 年 3 月 4 日）通知に係る「家庭や地域社会における対応等」に基づき、学校週 5 日制対策事業として、事業を創設し、年間 10 万円を限度に各実行委員会が実施する地域体験活動に対して補助金を交付（平成 14 年 5 月 1 日適用）

平成 16 年度：事業のより一層の充実を目指し、補助金の増額によって事業回数や参加児童・生徒の増加を誘導するため、年間事業実施回数が 5 回以上の場合は 15 万円、5 回未満の場合は 10 万円を限度とする補助金額に改正（平成 17 年 4 月 1 日適用）

事業実施回数（12 地区合計）

14 年度（事業開始年度）：46 回、15 年度：48 回、16 年度：75 回

平均実施回数（年度）56.3 回 [169 回 / 3 年]

1 地区当たりの平均実施回数（年度）4.69 回 [56.3 回 / 12 地区]

平成 20 年度：墨田区教育委員会の支援を墨田区の支援と改正し、区の支援を明確化するとともに、補助金申請に係る規定を整備（平成 21 年 4 月 1 日適用）

平成 25 年度：平成 24 年度から第 1・3 土曜日を標準に全校共通に土曜授業が開始されたため、学校週 5 日制への対応という趣旨を改正（第 1 条（趣旨）「学校週 5 日制の趣旨に沿い」を削除）し、支援を継続（平成 26 年 4 月 1 日適用）

3 補助金の概要

（1）根拠法令

墨田区地域体験活動支援事業実施要綱（平成 14 年度制定）

墨田区地域体験活動支援事業補助金交付要綱（平成 14 年度制定）

（2）補助対象者

各中学校地区地域体験活動実行委員会

（12 地区 平成 26 年度からは統廃合により 10 地区）

構成：地区青少年育成委員会委員、青少年委員、小・中学校 P T A 等

（3）補助金の算定基準

年間の活動実施回数が 5 回以上の場合は 15 万円、5 回未満の場合は 10 万円を限度

(4) 予算の推移(5年間分)

「千円」

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳出当初予算額	1,800	1,450	1,400	1,250	1,250
歳出決算額	1,427	1,221	1,273	1,214	

4 これまでの実績・成果

(1) 実績(活動指標)

「()は目標値」

活動指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施回数	82 (-)	64 (-)	63 (70)	66 (70)	(70)
5回以上実施の地区数	6	4	5	3	
5回未満の地区数	6	7	6	8	
未実施の地区数	0	1	1	1	
参加人数	6,961 (-)	6,498 (-)	8,999(7,000)	9,027(9,000)	(9,000)
幼児・児童・生徒	4,502	4,049	6,121	5,661	
育成者(保護者等)	2,459	2,449	2,878	3,366	

(2) 成果・効果(成果指標)

土曜授業の開始(平成23年度)に伴い、学校や地域の関係者等との日程調整が難しくなっていることもあり、年間5回以上実施の地区数は減少しているほか、23年度以降未実施の地区が1地区あり、土曜授業の影響が現れている。しかしながら、各地区の工夫や努力により全体の実施回数及び参加人数は増加しており、育成者(保護者等)の参加者数が順調に伸びていることから、本事業が実行委員会の関係者をはじめとする多くの地域住民に受け入れられ、地域に根差した支援事業となっており、本事業の目的はある程度達成されている。

5 課題

本事業は、各地区の活動回数や参加人数等について数値の競争を促すものではなく、それを目的とするものではない。しかしながら、土曜授業の実施に伴い、各実行委員会での実施回数等に差が出てきていること、また、地区の実情・考え方により未実施の中学校地区があるため、制度の趣旨を改めて各実行委員会に対して周知するとともに、全中学校地区で事業が実施できるよう引き続き指導・助言を行っていく。

地域体験活動支援事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
D	<p>地域ごとの活動に差があるため、各地域のニーズを改めて把握した上で補助率を変更するなど、効率性や適格性の観点から交付基準や補助金額を見直すべきである。また、地域に対して個別の補助金が複数交付されているので、それらの補助金を統合し、包括的な補助金として交付するなどの検討も必要である。なお、行政の地域活動に対する支援のあり方として、地域からのニーズに応じて、区民自らが行う活動を支援するという考え方を持つことが重要である。</p>
<p>補助の効果は高くなく、手段の見直しを図っても、効果拡大は期待できない。</p>	

個人評価内訳			
A	B	C	D
1	2	2	2

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	3	3	2	1
	3	2	4	5
x	1	2	1	1

委員会での複数意見

補助金の目的とその目的を達成するための手段が適当であるか、検討すべきである。
地域ごとに活動差があるので、各地域の需要を把握した上で、補助率の変更や補助金のあり方について検討すべきである。

評価 A とした委員の意見

実施要綱には地域体験活動についての定義が示されているが、補助金の交付対象経費について、不明確な部分がある。補助金交付の対象となる活動（経費）を拡充してもよいのではないかと。今後も継続して本補助金事業を通じた学校・生徒・地域・家庭等の連携による地域力・教育力の向上を諮って欲しい。

評価 B とした委員の意見

地域と子どもとの交流活動は、安心して住めるまちづくりに今後も必要で、価値のあるものだと思うが、地域によって活動の差があるので、補助金という支援のあり方に疑問を感じる。町内会も同じような活動を行っているので、補助金を出すべきか検討が必要である。

地域のニーズをもう少し見極めた上で、補助を行うかどうかも含めた補助率の見直しが必要ではないか。また、地域に強いニーズがある場合には、ある一定の補助率にするという形に変えてはどうか。

評価 C とした委員の意見

地域で餅つきや各イベントを行うことは大変良いことであるが、補助金は目的実現のために支出されるべきであり、地域住民が喜んでいるから、あるいは楽しみにしているからといった理由だけで支出すべきではない。補助を受けずに各種イベントをやっている地区との公平性を考えると、目的、補助金の考え方、補助の内容について一度根本的に見直した方がよいと思われる。

週休2日制の終了とともに事業が縮小傾向にあるようだが、むしろ拡充すべきではないかと思われる。地域のネットワークをどのように構築するのか、どうやって地域をつなげていくのかを考える事業であり、ベースである地域の基盤が壊れつつあるという認識を持ち、今後のあり方を考えて欲しい。

評価 D とした委員の意見

地域体験学習は、横断的な組織の形成や、知り合いによるグループ化などの仲間関係ができるという観点では、独自の展開でやっていくべきものとする。補助金を当てにせず、自分たちで活動していくべきではないか。地域住民とのつながりを大切にする要素も見えるが、親と子の人間関係をこの場で作ろうという意図も感じられる。本来であれば個人としてやるべきことで、補助金の必要性に疑問を感じる。

区民の意思を尊重すべきであり、行政としてよい人間像・区民像を押し付けるのは適当ではないと思われる。目的と実施内容がミスマッチとを感じる。例えば、ある一定の地域に包括的な補助金を出して、まちづくりなど様々な事業に使えるなど、区民が自ら行う様々な活動に区が支援をするという図式に変更すべきではないか。また地域に対して個別の補助金が重層的に出ているので、地域を統合する補助金を一括で出すということも考えられる。

補助金事業全体についての意見になるかもしれないが、区民の中で補助金の審査委員会を設けて、恒常的にその補助金が適当であるかどうかを審査するなど、行政サイドから区民の基準を示すのではなく、補助金の基準を区民サイドで持ってもよいのではないか。

交通バリアフリー事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

鉄道事業者又は軌道経営者が行う駅におけるバリアフリー化設備整備事業に要する経費の一部を区が補助することにより、高齢者、障害者等の移動の円滑化を促進し、もって高齢社会の到来に備えるとともに、障害者の自立と社会参加の要請に応えること等を目的とする。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

国の補助制度「交通施設バリアフリー化設備整備費補助金制度」による、地方公共団体負担分（1/3）を補助するため平成 14 年 5 月に補助要綱を整備した。

平成 14 年 4 月 障害者福祉課にて事業開始

平成 16 年 4 月 対象設備増加

平成 20 年 4 月 厚生課に事務移管

平成 23 年度より国の補助制度は「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」に移行区の補助制度は高齢者、障害者等の移動の円滑化を促進するため継続し、現在に至る。

3 補助金の概要

(1) 根拠法令

墨田区交通施設バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱

(2) 補助対象者

東京地下鉄株式会社及び地下高速鉄道を営む地方公共団体を除く鉄道事業者（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 3 条の規定に基づき国土交通大臣の免許を受けて鉄道事業を営業者）

(3) 補助金の算定基準

区が交付する補助金の額は、補助対象経費に 1/3 を乗じて得た額以内とし、1 鉄道駅につき 7 千万円を限度とする。ただし、1 鉄道駅に 3 基以上整備する場合は、1 億円を限度とする。なお、補助対象事業経費のうち、消費税及び地方消費税相当分については補助対象としない。

(4) 予算の推移（5 年間分）

	「千円」				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
歳出当初予算額	25,000	0	10,900	31,734	14,200
歳出決算額	23,877	0	9,766	14,500	

4 これまでの実績・成果

交通施設のバリアフリー化設備整備について区が補助することにより事業促進に寄与し、結果的に安全性が高まっている。

5 課題

東京オリンピックの開催が決定し都心部の交通整備が求められることから、ホーム柵等の設置について利用者10万人以上の駅を優先整備駅として東京都が整備促進する動きがある。

交通バリアフリー事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
A	<p>高齢者、障害者等の移動の円滑化促進という目的に資するものであり、利用者の利便性向上にも寄与していることから、必要性は大いに認められる。</p> <p>時代の要請にともない、バリアフリーサービスの内容も変化しているが、今後、区がどこまでの整備に対して補助を行っていくべきなのか、今後の整備目標や優先順位なども含め、しっかりと検討した上で継続していくことが必要である。</p>
補助の効果は高く、手段の見直しで、さらに効果拡大が期待できる。	

個人評価内訳			
A	B	C	D
5	1	1	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	7	6	5	6
	0	1	2	0
×	0	0	0	1

委員会での複数意見

利用者の利便性向上に寄与している。

補助の対象が時代によってさまざま変わっていく中で、今後、区がどこまで補助をしていくのか、優先順位を付けた上で継続していくべきである。

多額の税金を投入しているので、補助金を交付するメリットなどを具体的に説明する必要がある。また、長期的な視点に立ち、住民参加や第三者評価といった仕組みを取り入れてもよいのではないか。

評価 A とした委員の意見

区内の駅のバリアフリー化を推進することは、国の施策にも適っており、利用者の利便性向上につながると思われる。

細部までのバリアフリー化は難しいかもしれないが、方向性がはっきり見えるまで続けていただきたい。

バリアフリーは高齢者、障害者等、ベビーカー利用者も含めて、多様な人に対応すべき問題なので、今後もバリアフリー化を推進し、「やさしいまちすみだ」を実現して欲しい。

バリアフリー化は時代の流れでもあり、国の補助金との整合性からも必要と考える。ただし、今後の整備目標を整理し、優勢順位を検討して実施すべきである。

バリアフリー関連の法律や、バリアフリーの内容も時代の要請にともない変化している。ホームドア、ホーム柵の設置、さらには駅内保育所など、どこまで区が補助を行っていくべきなのかをしっかりと検討した上で継続して欲しい。

評価 B としての委員の意見

補助金というより、分担金という意味合いが強く、補助を受ける鉄道事業者の利益になりかねない。本来は鉄道事業者が行うべきであり、行政はそこを協調すべきではないかと思われる。間接的には区民がバリアフリー化のメリットを受けるものだが、補助をしている意味をもう少し区民に訴えていく必要がある。多額の税金を投入しているので、補助金を出すメリットを説明できないといけない。緑地、空地、駐車場の整備など、トータル的な駅舎のあり方について、事業者から意見を出させ、区に利益を引っ張ってくる形が望ましい。

評価 C としての委員の意見

長期的な視点に立った上で、住民参加、第三者評価といった仕組みも必要ではないか。